

令和4年3月16日発生地震関連情報  
災害ごみの取り扱いについて



ターゲット 13.1

令和4年3月17日

郡山市環境部

3R推進課

課長 小野浩幸

TEL：924-2181

SDGs ターゲット 13.1 「自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化」

令和4年3月16日の地震の影響で発生した災害ごみについて、下記のとおり取り扱いをします。

無理のない範囲で片づけをされ、分別等にご協力ください。

今後、取扱いが変更になる場合、再度お知らせします。

なお、不明な点等がございましたら、3R推進課までお問い合わせください。

【市民の方】

◎通常のごみの回収も実施します。

ごみが少量の場合は、地域のごみ収集日にあわせて集積所へ出してください。

ガラス等の危険物については、段ボール箱に入れるなど危険の無いようにしてください。

◎クリーンセンターへの自己搬入の受入をします。

搬入の際には、分別を徹底し、クリーンセンター内では係員の指示に従ってください。

・場所：富久山・河内クリーンセンター

・期間：3月17日（木）から当面の間（土・日・祝日を含む）

・時間：3月17日（木）は、午後1時から午後4時まで

3月18日（金）からは、午前8時30分から午後4時まで（土・日・祝祭日含む）

※原則として、郡山在住の方に限ります。

※搬入確認券の事前申し込みは不要です。

※クリーンセンター窓口にて運転免許証等の提示をお願いします。

※自己搬入が困難な方は、3R推進課へお問い合わせください。

※処理困難物は、搬入できません。

【事業所の方（中小企業に限る）】

◎クリーンセンターへの自己搬入の受入をします。

搬入期間等については、上記と同様ですが、建築廃材及び処理困難物（危険物、薬品など）については、搬入できません。判断が難しいものについては、3R推進課へご相談ください。